

主体的に参画して行う まちづくり事業を支援します

新市誕生
20周年記念事業で
予算増額



— 市民協働活性化支援事業補助金 —

対象事業・補助金額

市民協働のまちづくり 推進に関する事業で、

市民への波及効果が期待できる事業に対して、**費用の一部**を補助します。ただし、営利を目的とするもの又は同一年度内にこの補助金の交付決定を受けたものは、対象外とします。

<活用例>

- ・ 交流イベント・講演会
- ・ コンサート etc..



継続事業
も対象に

◆初めて実施する事業

補助率 1/2 (上限 20万円)

<若者の活動を支援します！>

※若者支援

構成員のうち若者(39歳以下の人)が
5人以上又は半数以上の団体

補助率 3/4 (上限 40万円)

◆それ以外の事業 (同一事業を継続する場合、3回に限り申請できます。)

直近に実施した事業の参加者数で補助区分あり

(1) 500人未満又は人数不明

補助率 1/2 (上限5万円)

※若者支援に該当する場合

補助率 3/4 (上限10万円)

(2) 500人以上1000人未満

補助率 1/2 (上限10万円)

※若者支援に該当する場合

補助率 3/4 (上限20万円)

(3) 1000人以上

補助率 1/2 (上限30万円)

※若者支援に該当する場合

補助率 3/4 (上限60万円)

対象団体

市内に所在し、次のいずれにも該当する団体(NPO法人等)

(1) 5人以上で構成される団体

(2) 構成員の半数以上が市内に居住し、通勤し、又は通学する者で構成される団体

(3) 事業を主体的に実施する団体

「浜田市新市誕生20周年記念」の冠を付けてPRをお願いします

浜田市HPはこちら /

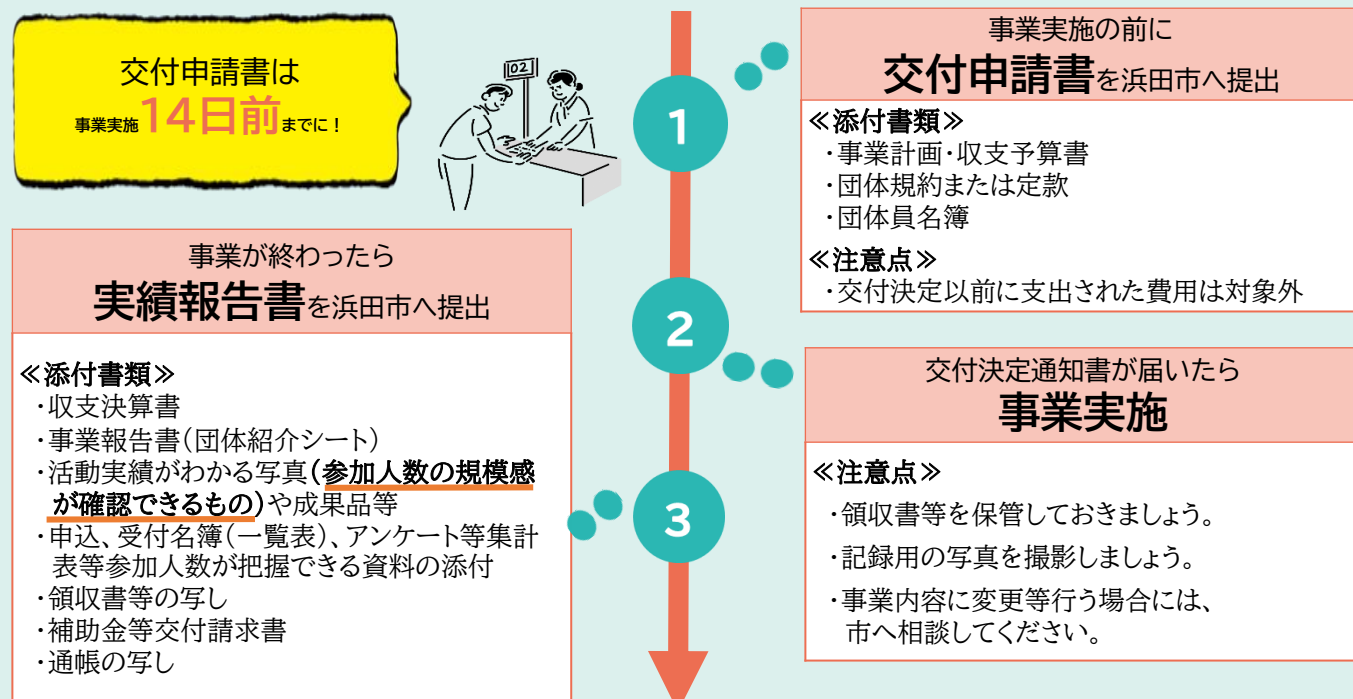
【問合せ先】 浜田市 まちづくり社会教育課 地域活性化室

TEL : 0855-25-9201 MAIL: chiiki-kassei@city.hamada.lg.jp



補助対象外経費	例
補助対象者の構成員への賃金、報償費、食糧費、使用料等	イベントスタッフ報償費、会議等の弁当代、移動のための交通費等 ※団体の代表者が代表(支店長・代表取締役社長等)を務める法人への支払や個人事業主として事業を行っている構成員への支払も経費対象外です。
備品の購入費のうち単価が税込5万円を超える部分の経費	<事業に使用する備品6万円購入の場合> うち5万円は補助対象であり、うち1万円は補助対象外です。
汎用性の高い備品の購入費	携帯電話、タブレット、パソコン、プリンター、車等
酒類の購入に要する経費及び懇親会、宴会等に要する経費	酒類、酒類の商品券、イベント終了後に行う食事会の経費等
金券類の購入に要する経費	商品券、交換チケット、図書カード等
賞品、記念品等の購入に要する経費	参加記念のペンの購入代、入賞者への景品代、講師への土産代等
寄附又は協賛に要する経費	NPO団体への助成金等
団体の運営に要する経常的経費	事務所賃貸料、光熱費、通信料等
その他市長が適当でないと認める経費	

補助金交付までの流れ



浜田市からの入金

＼ 様式はこちら ／



【問合せ先】 浜田市 まちづくり社会教育課 地域活性化室

TEL : 0855-25-9201 MAIL: chiiki-kassei@city.hamada.lg.jp